

松江市災害廃棄物処理計画 概要版

第1章 基本的事項

1. 計画改訂の趣旨

- ・平成30年9月策定の「松江市災害廃棄物処理計画」を見直し
- ・令和7年3月に改訂された「島根県災害廃棄物処理計画」を反映
- ・計画策定以降の災害から得た知見や教訓を踏まえた見直し

※「島根県災害廃棄物処理計画」は平成30年3月に策定。

2. 計画の位置づけ

- ・本市の災害廃棄物処理の基本的な考え方と具体的な対応を示す。
- ・「松江市地域防災計画」及び「松江市一般廃棄物処理基本計画」を災害廃棄物処理の観点から補完する。
- ・発災後、本計画をもとに災害廃棄物処理実行計画を策定する。

3. 計画の目的

災害により本市で発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、市民の生活環境の保全と速やかな復旧・復興を進める。



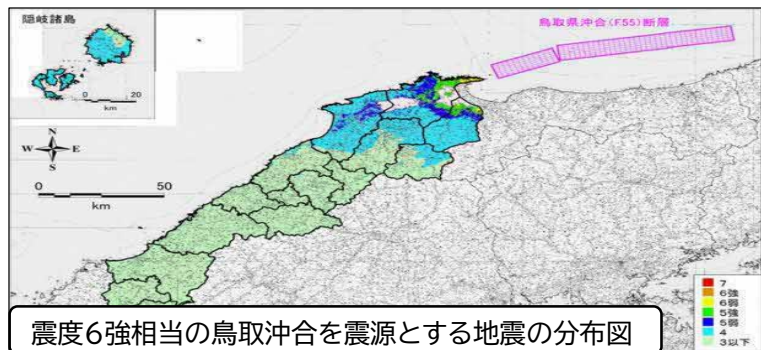
4. 対象とする災害と災害廃棄物想定発生量

地震:最大震度6強相当の鳥取沖合を震源とする地震を想定
発生量合計値 1,130,715t (津波堆積物※を含む)



①家屋等の解体により発生するごみ	1,085千t
うち片付けにより発生するごみ New	69千t
②津波堆積物	46千t

※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸に存在していた農地等の土壌やがれきが津波に巻き込まれたもの。



New 水害:昭和47年梅雨前線による豪雨を想定
発生量合計値 34,490t

より実効性のある計画にするため
新たに水害も推計対象へ追加



殿町(県立博物館付近)



大正町

出典: 国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所

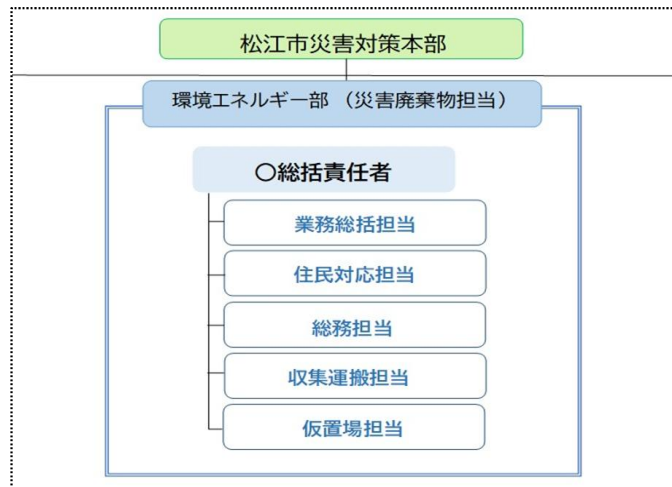
5. 処理方針

発災後3年程度で災害廃棄物処理を終えることを目標とする。

第2章 災害廃棄物処理計画

1. 平時対応

■市の組織体制



※他部局とも連携

■関係機関との協力体制

- ・自衛隊・警察・消防との連携
- ・公的機関(国・県・県内市町村)との連携
- ・民間事業者(協定団体)等との連携
- ・ボランティアとの連携

New

■受援体制の整備 (明文化)

- ・受援体制の検討を進めておくことで災害時支援を受ける際のミスマッチを回避する

New

■広報の準備 (明文化)

- ・ホームページ、SNS、外国人向けチラシ等で広報

■仮置場候補地の選定

- ・仮置場の必要面積を把握し、候補地を選定

New

- ・廃棄物の早期排出が予見される場合、公衆衛生や適正な廃棄物処理のため、仮置場の即時開設に備える。

■職員の研修・訓練

- ・災害廃棄物処理計画や関係機関との役割について共有
- ・国や県が開催する研修や訓練への参加
- ・市独自に災害廃棄物に関する研修を実施

2. 緊急時対応

■ プレ初動期の行動（明文化）

New

本市の風水害警戒体制時、初動対応に備えた準備として、組織体制や廃棄物処理施設、仮置場候補地の確認、市民や関係団体への広報について準備

■ 初動行動

か (仮置場の開設)	仮置場の早期開設により、排出秩序の形成と住民の生活環境の回復を図る。適切な分別状態を確保し、便乗ごみを防止する。
き (協定の発動)	自治体相互や民間事業者との協定に基づき、緊急時には適切な支援が受けられるようにする。
く (汲み取り)	仮設トイレを設置し、仮設トイレのし尿処理を早急に手配し、衛生状態の悪化を防ぐ。
け (計画に準拠)	計画を着実に実行する。
こ (広報戦略)	早期の廃棄物の収集・処理を実行するため、計画に定められた広報を実行する。

■ 対応組織と役割分担

■ 情報収集・整理

■ 広報と情報発信

- ・市民への情報発信（仮置場開設時に、場所や開設時間、分別方法、持込み不可な物などを広報）
- ・専用窓口の設置など体制を整備

■ 収集運搬体制

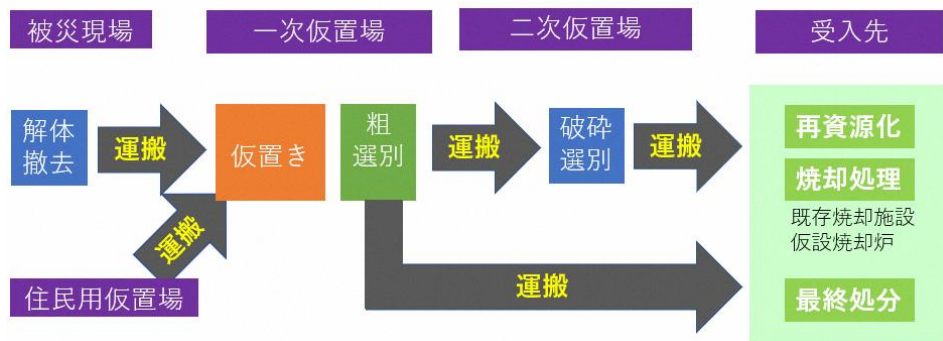
- ・災害廃棄物と通常ごみの収集ルートを設定

■ 避難所ごみ・し尿・生活ごみ

- ・避難所ごみを含む生活ごみは、既存の収集体制及び処理施設で処理
- ・計画的にし尿の収集・処理を実施

3. 復旧・復興時対応

■ 災害廃棄物の処理フロー



出典：災害廃棄物に関する研修ガイドブック（平成29年3月 国立研究開発法人国立環境研究所）

■ 家屋解体（公費解体）

- ・補助金を活用し全壊家屋（場合によっては半壊家屋）の解体を実施。

■ 仮置場の運営・管理（写真1）

- ・仮置場人員の確保と廃棄物分別の徹底。（協定締結団体からの支援を含む）
- ・搬入量と搬出量の把握。
- ・便乗ごみ対策と不法投棄対策。

■ リサイクルの促進

- ・木くずやコンクリートから、混合廃棄物などを可能な限り復興資材として活用。

■ 広域処理（図1参照）

- ・自区域内で処理ができない場合、県内他市町村、中国ブロック内での処理を検討。

3. 復旧・復興時対応

■ 仮設処理施設

- ・廃棄物を円滑・迅速に処理するため、破碎・選別・焼却等の前処理を行う施設の設置を検討。

■ 処理困難物・有害物質への対応

- ・被災自動車や船舶、太陽光発電設備、腐敗性廃棄物
廃電池類、廃蛍光管、ガスボンベなどへの対応。

■ その他

- ・地域特性のある廃棄物対策
- ・思い出の品(例:アルバム、ビデオ、デジカメ等)
- ・災害廃棄物処理実行計画
- ・補助金の活用
- ・災害廃棄物処理対応記録の整理

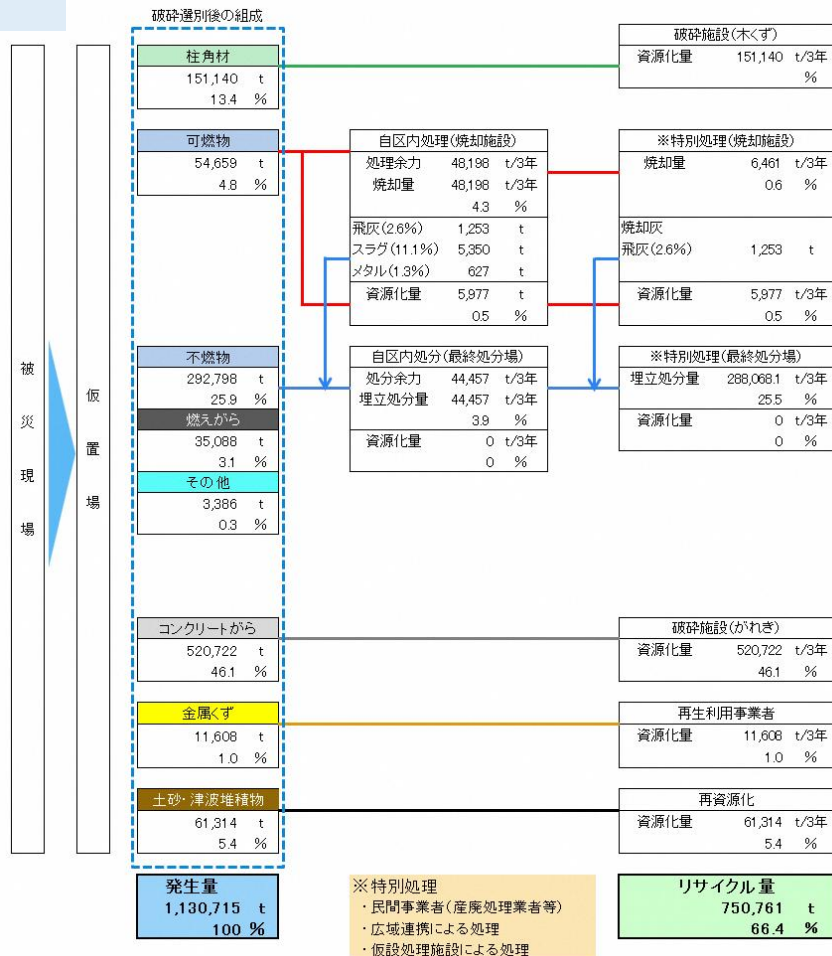


図1 地震における処理フロー案

(写真1) 仮置場の様子



令和3年7月豪雨による災害廃棄物(雲南市旧飯石小学校仮置場)

出典:環境省フォトチャンネル



平成30年7月豪雨災害倉敷市内の二次仮置場(被災地外)

出典:平成30年7月豪雨に伴う倉敷市の災害廃棄物の記録
(令和3年3月環境省中四国事務所・倉敷市)



【二次仮置場】

一次仮置場において中間処理が完結しない場合に、さらに
破碎、選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を
一時的に集積、保管するために設置する場所